

○総務省告示第百八十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第百条第二項、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第三号及び放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第八条に規定する電波の監視を行う場所は、次のとおりとする。

なお、昭和四十六年郵政省告示第二百十四号（電波法等に規定する郵政大臣が行なう電波監視の場所の全部を改正する件）は、廃止する。

平成十三年三月二十九日

総務大臣 片山虎之助

所	在	地	緯度経度
北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一			北緯 四三度〇四分一五秒 東経 一四一度二一分〇六秒
北海道千歳市中央二七七九番四			北緯 四二度五三分三八秒 東経 一四一度四〇分二四秒
宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二三号			北緯 三八度一六分〇二秒

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番六三号	愛知県名古屋市中区白壁一丁目一五番一	石川県珠洲市若山町向二五、部九番三	石川県金沢市広坂二丁目二番六〇号	長野県長野市旭町一一〇八番地	千葉県東金市関内字沼一三七番一	神奈川県三浦市初声町高円坊一六九一番地	東京都千代田区九段南一丁目二番一号								
北緯 三四度四一分二〇秒	東經 一三六度五四分四一秒	北緯 三五度一〇分五八秒	東經 一三七度一三分〇三秒	北緯 三七度二六分五二秒	東經 一三六度三九分一九秒	北緯 三六度三三分五三秒	東經 一三八度一〇分五一秒	北緯 三六度三九分二一秒	東經 一四〇度二四分三六秒	北緯 三五度三四分〇七秒	東經 一三九度三九分〇三秒	北緯 三五度一二分二四秒	東經 一三九度四五分一二秒	北緯 三五度四一分三八秒	東經 一四〇度五二分二五秒

<p>広島県広島市中区東白島町一九番三六号</p>		<p>東經 一三五度三一分〇五秒</p>	
<p>北緯 三四度二四分一二秒</p>		<p>東經 一三二度二七分四八秒</p>	
<p>愛媛県松山市味酒町二丁目一四番地四</p>		<p>北緯 三三度五〇分四〇秒</p>	
<p>東經 一三二度四五分一七秒</p>		<p>熊本県熊本市西区春日二丁目一〇番一号</p>	
<p>北緯 三二度四七分一三秒</p>		<p>東經 一三〇度四一分一八秒</p>	
<p>熊本県阿蘇市湯浦字端辺一六七四番二</p>		<p>北緯 三三度〇一分二五秒</p>	
<p>東經 一三一度〇二分五〇秒</p>		<p>沖繩県那覇市旭町一番九号</p>	
<p>北緯 二六度一二分三九秒</p>		<p>東經 一二七度四〇分三二秒</p>	
<p>沖繩県石垣市字白保与那原一〇五七番一二五</p>		<p>北緯 二四度二二分一九秒</p>	
<p>東經 一二四度一三分五一秒</p>			